

「住民生活に光をそそぐ交付金」について

○10月に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえ、今年度補正予算において3,500億円の「地域活性化交付金」が計上され、そのうち1,000億円は「住民生活に光をそそぐ交付金」として計上されている。

○対象分野の例として、「地方消費者行政」が第一に挙げられている。

【参考】「地域活性化交付金」の概要

①「きめ細かな交付金」（2,500億円）

観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う交付金。

②「住民生活に光をそそぐ交付金」（1,000億円）

これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野として地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりに対する地方の取組を支援する交付金。

【参考】片山総務大臣記者会見(10月26日)抜粋

地域活性化などの自治体向けの交付金というものが3,500億円、補正予算の中に盛り込まれております。(略)それとは別に1,000億円分を、住民生活に光をそそぐ交付金という名前を付けておりますけれども、新しい試みとして、自治体が本来住民の皆さんにとって非常に重要な行政分野なのですけれども、なかなか今まで光が当たっていないという分野があります。これは、もう私も知事をやっておりましたときに力を入れたような分野なのですけれども、よその自治体を見ると必ずしも光が当たっていないという分野がありました。是非そういう分野に改めて光を当てていただきたい。と言いますのは、住民の皆さんのニーズがいっぱいありますので、そういうものに光を当てて対応することによって、実はそこに雇用も発生するということも期待しているわけです。そういうことで、住民生活に光をそそぐ交付金という新しい枠を設けました。それは、例えばどんなことに使ってもらいたいかと言いますと、例えば、消費者相談、消費生活センターなどの経費、これには当然人件費なんかも含まれます。